

福島県動物愛護推進協議会設置要綱

(名称)

第1 本協議会は、福島県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2 協議会は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の規定に基づき、福島県動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の委嘱の推進、推進員の活動に対する支援、その他動物愛護管理行政の推進等に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3 協議会は、次に掲げる事項についての協議を行う

- (1) 福島県内における「動物愛護」の現状及び課題について
- (2) 動物愛護の普及啓発に対するボランティア等の育成について
- (3) 推進員の委嘱の推進及び推進員の活動に対する支援等について
- (4) 福島県動物愛護管理推進計画に関する事
- (5) その他必要と認められる事項

(構成)

第4 協議会は、次に掲げる機関又は団体の長等、並びに個人のうちから、知事が委嘱する委員6名以内をもって組織する。

- (1) 公益社団法人福島県獣医師会
- (2) 県内市町村の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 福島県動物愛護ボランティア

(任期)

第5 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6 協議会の事務局は、福島県保健福祉部食品生活衛生課に置く。

- 2 事務局は、協議会の庶務を処理する。
- 3 事務局長は、福島県保健福祉部食品生活衛生課長をもって充てる。

(会議)

第7 協議会の会議（以下「会議」という。）は、事務局長が招集する。

- 2 事務局長は、必要に応じて、委員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。
- 3 会議の座長は、委員のうちから事務局長が指名する。

(補則)

第8 この要綱に定めるほか、協議会の運営について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。